

令和 8 年 4 月 24 日
東京都労働委員会事務局

都労委 令和 7 年取扱事件等の状況について

－「都労委年報 令和 7 年」を発行－

東京都労働委員会事務局は、令和 7 年の当委員会の取扱事件等の状況をまとめた「都労委年報 令和 7 年」を発行し、東京都労働委員会ホームページにも掲載しましたのでお知らせします (<https://www.toroui.metro.tokyo.lg.jp/> なお、ホームページでは、一部の表について、グラフで御覧いただけます。)

令和 7 年の取扱事件等の状況については以下のとおりです。

1 労働争議の調整

- (1) 新規申請は49件で、前年から 4 件増加。調整事項は「団体交渉促進」が最多
- (2) 終結件数は46件で、前年から 3 件減少

2 不当労働行為の審査

(1) 新規申立事件の状況

- ① 新規申立ては72件で、前年から10件増加
- ② 申立内容は、「団体交渉拒否」が最多、次に「支配介入」の順
- ③ 会社の業種では、「運輸・郵便業」が最多

(2) 終結事件の状況

- ① 終結事件は82件で、前年から19件減少
- ② 関与和解による終結件数は31件で、前年から10件減少
- ③ 命令等による終結件数は30件で、前年から 9 件減少
- ④ 19本の命令に対して不服申立て

3 労働組合の資格審査

- (1) 新規申請は104件で、前年から 7 件増加。係属事由は、「不当労働行為救済申立てに伴うもの」が最多
- (2) 終結件数は117件で、前年から 9 件減少

※ 詳細については別紙を御覧ください。

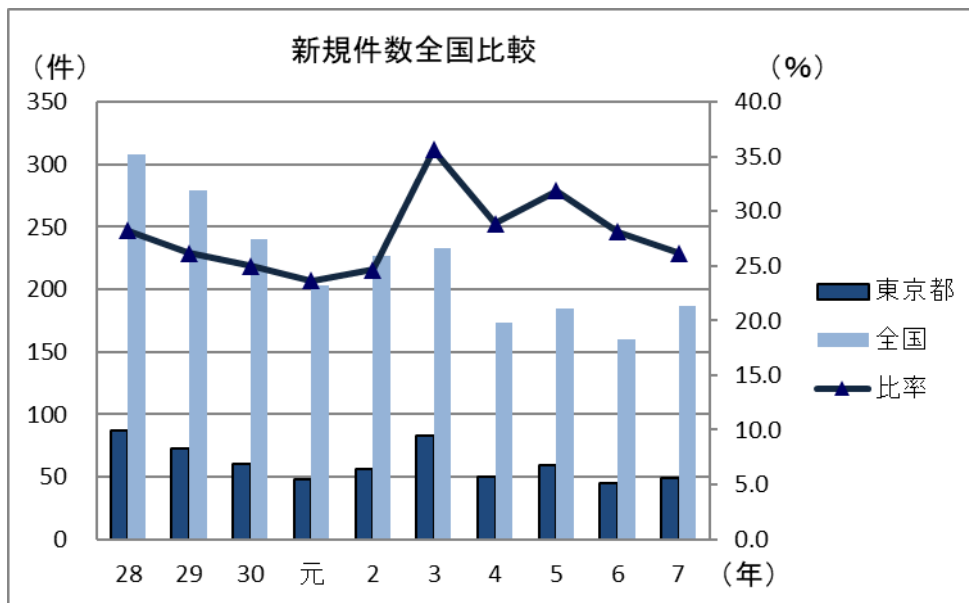
【問合せ先】

東京都労働委員会事務局
総務課 議事調査担当
電話 03-5320-6981

1 労働争議の調整（都労委年報 第1部 第1章）

(1) 新規申請は49件で、前年から4件増加。調整事項は、「団交促進」が最多

- 労働争議調整事件に係る新規申請は49件で、そのすべてがあっせん事件であった。件数は前年（45件）より4件増加（都労委年報 資料<統計表>第1表）
- 全国都道府県労委の新規係属総件数は187件（前年は160件）であり、当委員会の占める割合は26.2%（都労委年報 資料<統計表>第2表）



- 産業別係属状況（都労委年報 資料<統計表>第11表）
 - 「運輸・郵便業」……12件（24.5%）
 - 「製造業」……9件（18.4%）
 - 「情報通信業」……7件（14.3%）
- 新規申請事件の調整事項（総数111件※）（都労委年報 資料<統計表>第13表）
 - 「団交促進」……38件
 - 「解雇」……9件
 - 「その他の労働条件」…9件

※ 複数の調整事項を含む事件があり、新規申請事件数とは一致しない。

(2) 終結事件は46件で、前年から3件減少

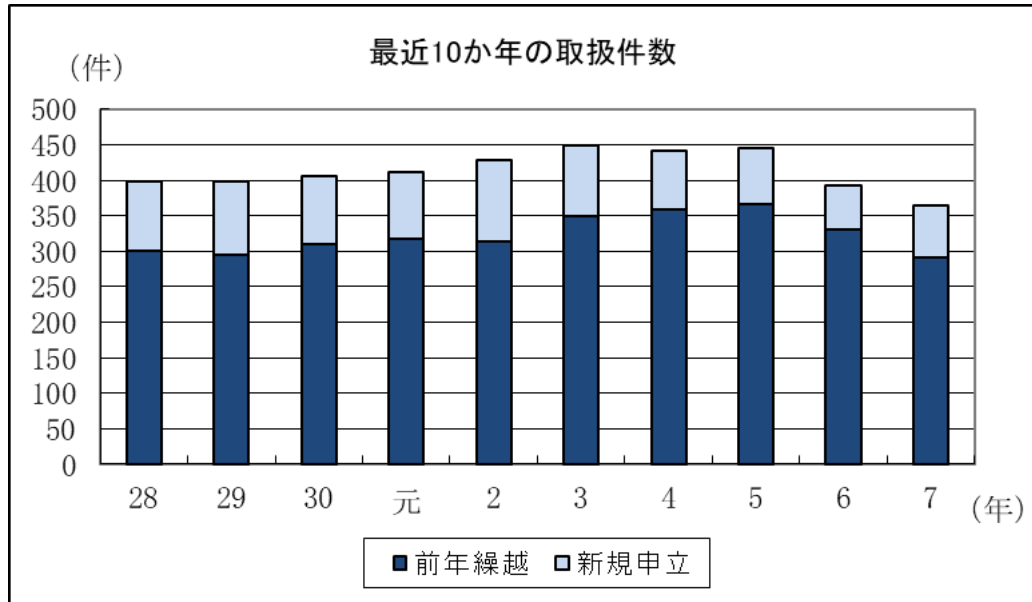
- 労働争議調整事件に係る終結事件は46件（前年49件）で、前年から3件減少（都労委年報 資料<統計表>第1表）
- 終結区分別件数（都労委年報 資料<統計表>第1表）
 - 「解決」…16件（34.8%）
 - 「取下」…7件（15.2%）
 - 「打切」…23件（50.0%）
- 解決率（解決件数/取下・移管を除く終結件数×100）は41.0%で、前年（42.2%）より1.2ポイント減少（都労委年報 資料<統計表>第1表）

2 不当労働行為の審査（都労委年報 第1部 第2章）

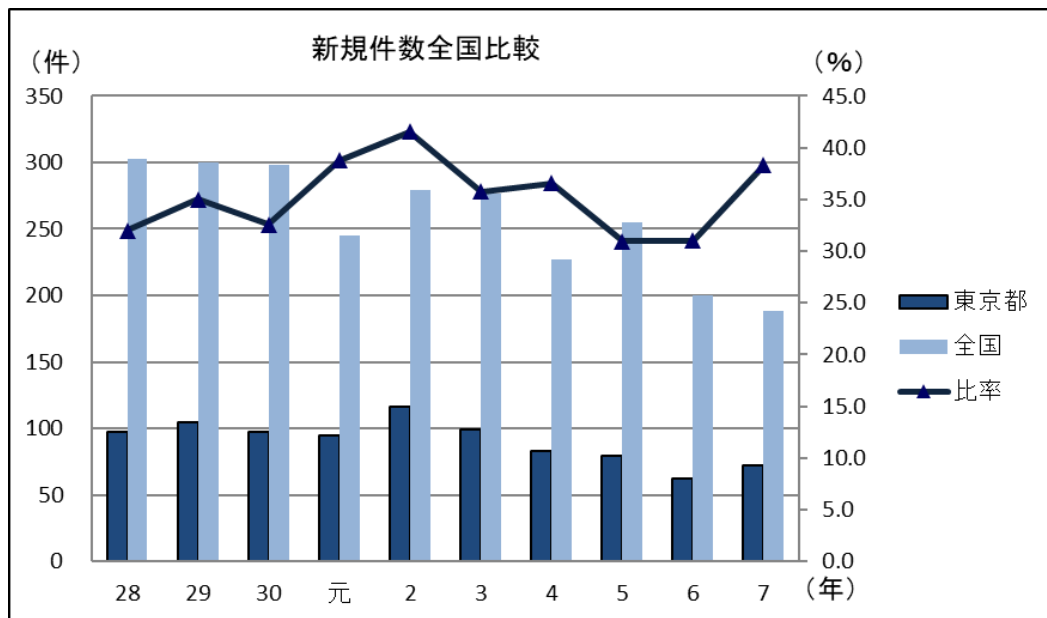
(1) 新規申立事件の状況

① 新規申立ては72件で、前年から10件増加

- 不当労働行為救済申立事件に係る新規申立ては72件で、前年（62件）から10件増加。最近10年間をみると、各年の取扱件数は360～450件程度、新規係属件数は60～100件程度で推移（都労委年報 資料＜統計表＞第22表）



- 全国都道府県労委の新規係属総件数は188件（前年は200件）で、当委員会の占める割合は38.3%（前年は31.0%）（都労委年報 資料＜統計表＞第23表）



② 申立内容は、「団体交渉拒否」が最多、次に「支配介入」の順

- ・新規係属事件72件のうち、「団体交渉拒否（2号関係）」の申立ては60件（83.3%）（前年は52件）、「支配介入（3号関係）」は44件（61.1%）（前年は39件）、「不利益取扱い（1号関係）」は26件（36.1%）（前年は28件）（都労委年報 資料＜統計表＞第30表）

団体交渉拒否	60件（83.3%）
支配介入	44件（61.1%）
不利益取扱い	26件（36.1%）
報復的不利益取扱い	1件（1.4%）

※複数の不当労働行為を申し立てる事件もあるため、各項目件数の合計は申立件数とは一致しない。
また、構成比は申立件数に対するものである。

※不利益取扱い、団体交渉拒否などの各類型の号数や詳細は、5ページを参照

③ 会社の業種では、「運輸・郵便業」が最多

- 被申立人会社の業種（都労委年報 資料＜統計表＞第31表）
「運輸・郵便業」……………13件（18.1%）
「サービス業」……………12件（16.7%）

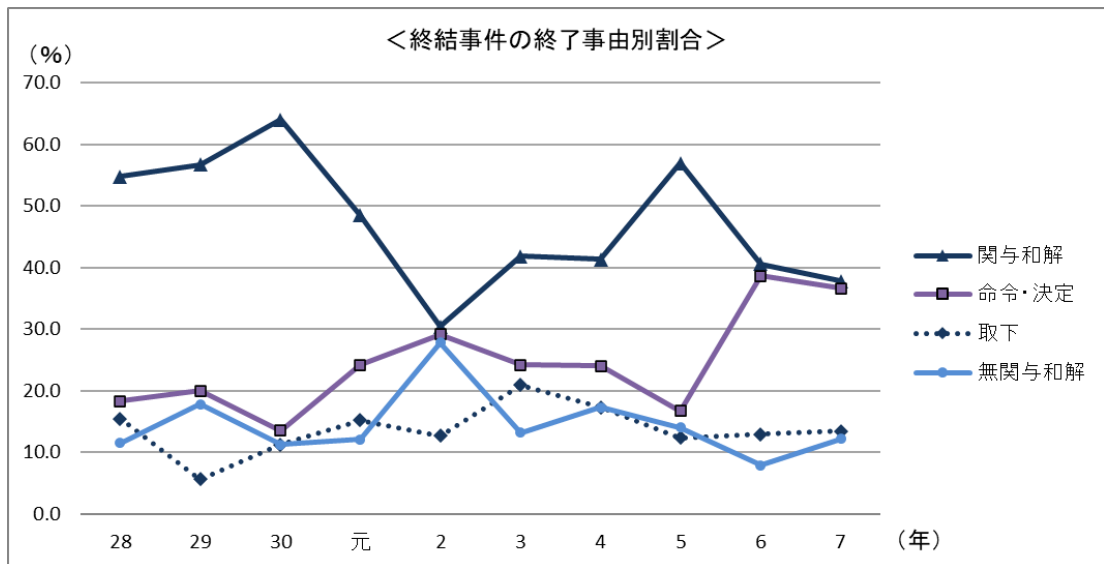
(2) 終結事件の状況

① 終結事件は82件で、前年から19件減少

- 終結事件数は82件で、前年（101件）から19件減少（都労委年報 資料＜統計表＞第22表）
- 終結事件に係る平均所要日数は1,039.2日で、前年（2,155.5日）に比べて短縮（都労委年報 資料＜統計表＞第34表）

② 関与和解による終結件数は31件で、前年から10件減少

- 関与和解（労働委員会が関わって和解に至ったもの）は31件（37.8%）で、前年（41件）から10件減少（都労委年報 資料＜統計表＞第22表）
- 和解（関与和解及び無関与和解）で終結した件数は41件（50.0%）で、前年の49件から減少。取下11件（13.4%）も含めた件数は52件（63.4%）。終結件数の6割強の事件が命令まで至らずに終結した。（都労委年報 資料＜統計表＞第22表）



③ 命令等による終結件数は30件で、前年から9件減少

- 命令等による終結件数は30件で、終結事件全体の36.6%となっており、その内訳は、「全部救済」9件、「一部救済」7件、「棄却」10件、「却下」4件である。命令等件数は、ここ10年で最も少ない平成30年（12件）を除いて、20～40件程度で推移（都労委年報 資料＜統計表＞第22表）

④ 19本の命令に対して不服申立て

- 令和7年中に都労委の発した命令等29本のうち、中央労働委員会に再審査が申し立てられたものは17本、取消訴訟が提起されたものは2本（都労委年報 第2章 第1節 5 不服申立ての状況）
- なお、都労委の発した命令に係る再審査申立てについて、令和7年中に19件が終結。内訳は、棄却在6件、却下が1件、和解認定が8件、取下が4件（都労委年報 第2章 第3節 2 再審査事件の終結状況）
- 都労委命令を機に、中労委での和解解決に至る事件も多い。

3 労働組合の資格審査（都労委年報 第1部 第3章）

(1) 新規申請は104件で、前年から7件増加。係属事由は、「不当労働行為救済申立てに伴うもの」が最多

- 労働組合の資格審査に係る新規申請は104件で、前年（97件）から7件増加（都労委年報 資料＜統計表＞第39表）
- 新規申請事件の係属事由（都労委年報 資料＜統計表＞第41表）
 - 「不当労働行為救済申立て」・・・81件
 - 「法人登記」・・・・・・・・・・18件
 - 「委員推薦」・・・・・・・・・・4件
 - 「労働者供給事業」・・・・・・・・1件

(2) 終結件数は117件で、前年から9件減少

- 労働組合の資格審査に係る終結件数は117件で、前年（126件）から9件減少（都労委年報 資料＜統計表＞第39表）
- 終結区分別件数（都労委年報 資料＜統計表＞第39表）
 - 「取下」……………3件（2.6%）
 - 「打切」……………63件（53.8%）
 - 「資格あり」…48件（41.0%）
 - 「資格なし」…3件（2.6%）

【補足説明】

○ 労働委員会

労働委員会とは、使用者による不当労働行為があった場合における労働組合や組合員の救済や、労働組合と使用者の間の労働条件や組合活動のルールを巡る争いの解決など、集团的労使関係を安定、正常化することを主な目的として、地方自治法及び労働組合法に基づき設置された合議制の行政委員会である。

公益の代表者（公益委員）、労働者の代表者（労働者委員）、使用者の代表者（使用者委員）の三者で構成されており、東京都労働委員会では、各13名、計39名で構成されている。

○ 不当労働行為の種類

不当労働行為とは、労働三権を具体的に保護するため、労働組合法第7条により、使用者に禁止している行為であり、以下のとおり4つの種類がある。

① 不利益取扱い（第1号）

労働組合の組合員であることや労働組合の正当な行為をしたことなどを理由にその労働者に対して解雇などの不利益な取扱いをすること。また、労働組合に加入しないこと、あるいは脱退することを雇用条件とすること。

② 団体交渉拒否（第2号）

正当な理由なく団体交渉を拒否すること（誠実に交渉を行わないことを含む。）。

③ 支配介入（第3号）

労働組合活動への嫌がらせや脱退勧奨などにより労働組合の組織・運営に干渉すること。

④ 報復的不利益取扱い（第4号）

労働委員会に不当労働行為救済の申立てをしたことなどを理由に労働者に不利益な取扱いをすること。

○ 再審査及び取消訴訟

命令に不服がある場合、当事者は次のいずれかの手続をとることができる。

- ・中央労働委員会に再審査申立て
- ・東京地方裁判所に取消訴訟を提起